

第2回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 議事要旨

○国土交通省の調査事業の取組状況について資料説明。

○長野県信濃町の取組について資料説明。その後意見交換。

- ・ガイドラインは非常に有益だが、これを使用している自治体職員は大変少なく、存在自体知らない職員が多い。国土交通大学校の研修など、分野や地域を越えて自治体職員が情報交換を行うような機会に紹介することが有益ではないか。
- ・戸籍に記載された情報から読み取れる付加情報についてのノウハウを紹介することについて、ガイドラインに反映させたい。
- ・財産管理制度の利害関係人になることについての検察官の対応に個人差があるようなので、この問題に対してできることを整理しておく必要があるのでは。
- ・財産管理人の申立人については、「利害関係人」の範囲について、事例を踏まえながら積み重ねを図っていくことが重要と考えている。
- ・地籍調査において財産管理制度が使われていないのは、予算の単年度あるいは二箇年度主義や予納金の財源など、資金面が特にネックになっているのではないか。
- ・筆界特定という目標達成のために、不在者財産管理や相続財産管理といった重い制度を用いるのは不釣り合いである。所有者の所在が不明な場合における筆界特定制度の活用など、より簡便な他の制度について活用を検討すべきである。

○国土交通省からガイドラインの改訂骨子・最終とりまとめ骨子について資料説明。

- ・霞ヶ関内での連携のみならず、民間の業界同士の連携も図ることが必要。例えば、市町村の地籍調査説明会の場で、境界確定や相続登記についての相談ブースを設置することができるのではないか。
- ・除票の取扱いについて複数の市町村において5年で廃棄する旨の通知があったが、所有者の所在把握の推進が先送りになることを懸念する。
- ・法定の保存期間を経過した除票については、その活用を図るという方針に変更はないが、自治事務であるため市区町村の判断によるという前提があるなかで、市区町村の理解を得ながら、どのように進めて行くかについて工夫が必要。自治体側としては、最終とりまとめに書いてあるから配慮するというよりは、各士業から直接に要望が示されて初めてその要望が認識されるのではないか。
- ・職務上請求の制度で住民票も取れるようにしてほしい。
- ・農地や林地に関わる事例をもっと掲載できれば、同様の事例で困っている自治体の参考になる。
- ・林業の場合は、林道作設時等、いろいろな場面で課題があるということは聞いているので、具体的にどのような事例が挙げられるか現場の話聞いてみる。

ガイドラインに掲載されている死亡届時の手続き一覧について、これを関係省庁で修

正して各市町村に配布したり、国交省の HP に掲載するとよいのではないかと。

- 相続未登記農地の調査中であり、その結果を踏まえて今後の施策を検討するつもり。
- 農地法と森林法について、相続等で土地を取得した場合には遅滞なく届出をするようになっており、無届けだと 10 万円以下の過料とされている。森林法に関しては、遺産分割協議が調わなくても、法定相続人個々もしくは共同で 90 日以内に届け出が必要であり、これは強い強制である。所有者がよく分からなくなるのは、登記を強制していないためであり、農地や森林はかなり強制するという方向なのであれば、また別の方向も見えてくるのではないかと。
- 各省において、1 月から 2 月にかけて都道府県や市町村を呼んで次年度に向けた様々な説明会がある。ガイドラインについて、これらの場を利用して周知に努めるべき。

以上